

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区擁壁及びがけの点検調査業務の委託について
----	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部建築指導課）

事業の概要

事業名	新宿区擁壁及びびがけの点検調査業務委託
担当課	建築指導課
目的	道路沿い等の擁壁及びびがけについて、適切な安全化指導を行うため、現地点検調査を行う。
対象者	道路沿い等の擁壁及びびがけの所有者及び管理者
事業内容	<p>区内には、高さ1.5m以上の擁壁及びびがけが約3,500箇所あり、地震や集中豪雨等により崩壊が生じた場合、近接する家屋の居住者の生命や財産への被害が危惧される。区では、平成21年度から23年度までにかけて現地点検調査を行い、平成24年度より「新宿区擁壁及びびがけ改修等支援事業」を開始し、建築敷地の安全化を促進している。</p> <p>しかしながら、平成21年度から23年度までに実施した調査から年数が経過し、擁壁及びびがけの状況が変化している。</p> <p>そこで、現況を踏まえた適切な安全化指導を実施するため、平成21年度から23年度までに実施した調査のうち、「やや不健全」と判定した道路沿い等の擁壁及びびがけについて、現地点検調査を行うものである。現地点検調査業務は、擁壁及びびがけに関する測量技術や改修方法に関する専門的な知識と経験が必要であり、本事業を効率的に行うため、専門業者への委託により実施する。</p> <p>なお、平成21年度から23年度までに実施した調査において「不健全」と判定した擁壁及びびがけについては、平成28年度に同様の点検調査を委託により実施している。</p> <p>対象数：約300箇所</p> <p>個人情報の流れについては、資料4-1のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 新宿区擁壁及びがけの点検調査業務の委託について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	擁壁及びがけの点検調査業務委託
委託先	未定(随意契約による)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象の擁壁及びがけの所在地、所有者又は管理者氏名、所有者又は管理者住所、対象の擁壁及びがけの配置図、平面図、立面図、現場写真、判定結果、改修計画・安全対策の提案内容、現地対応記録
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及びCD-R等)
委託理由	本事業は、擁壁及びがけに関する測量技術や改修方法に関する専門的な知識と経験が必要であり、効率的に業務を行うため。
委託の内容	(1) 現地点検調査の実施 区が提供する過年度の現地点検調査票をもとに、現地点検調査を行う。 (擁壁及びがけの測量、劣化調査、写真撮影、所有者等へのヒアリング等) (2) 調査結果(点検調査票及び通知文(案))の作成 (3) 安全化指導及び啓発 所有者又は管理者に対して、調査結果の通知及び安全対策の提案を行う。
委託の開始時期及び期限	令和元年7月1日から令和2年3月中旬まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じ、区の職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 次に掲げる時には、区の職員が確認書を記録する。 (1) 区の職員が暗号化された個人情報データ(電磁的媒体(CD-R等))を委託先に提供する時 (2) 委託先が点検調査結果を区の職員に提出する時 (3) 委託先が区から提供した電磁的媒体(CD-R等)を区の職員に返却する時 【システム上の対策】 1 委託業務に係る記録媒体を運搬する際は、区の職員が委託先に直接手渡し、電磁的媒体(CD-R等)を提供する場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。 2 電磁的媒体(委託先のパソコン)内の委託業務に係る個人情報について消去させ、消去の状況を確認する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる保管庫等に保管させる。 3 委託先が取り扱う情報は、点検調査を実施する際に所在地や建築物に関

- する情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させない。
- 4 業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、電磁的媒体（CD-R 等）を持ち出す際は、パスワードを付してデータを暗号化する。紙媒体及び電磁的媒体（CD-R 等）を持ち出す場合は、施錠付きケース等を利用する。
 - 5 個別訪問の際は、区が提供する身分証を携行し業務にあたらせる。
 - 6 業務履行後、区から提供した電磁的媒体（CD-R 等）は、区に返却させる。
 - 7 電磁的媒体（委託先のパソコン）内の個人情報については、委託業務の履行後、消去させ、「個人情報消去証明書」を提出させる。
 - 8 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時、取扱者、情報の内容、数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。
 - (1) 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R 等））を委託先に提供する時
 - (2) 委託先が点検調査結果を区の職員に提出する時
 - (3) 委託先が区から提供した電磁的媒体（CD-R 等）を区の職員に返却する時
- 【システム上の対策】**
- 1 電磁的媒体の処理に係るパソコン（委託先のパソコン）の使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。
 - 2 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させる。
 - 3 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。